ひた福祉タクシー初乗り補助券について(ご案内)

〇対象者

- ①身体障害者手帳1、2級を所持している方
- ②療育手帳A1、A2を所持している方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ④特別児童扶養手当1級の認定を受けている方
- ※以上の該当者の内、在宅でかつ所得が一定額を下回る方が対象者です。但し、該当者が児 童の場合は保護者の所得で判断します。

○制度について

- ①制度を利用できるのは、補助券(事前に市役所窓口で交付を受けたもの)を持った方。
- ②介護者(目的地まで障がい者に付き添って同乗する者)が1名まで同乗が可能(小学生以下の児童を除く)。介護者の途中下車は利用できません。
- ③補助券は年間24枚発行。有効期限は次年度の7月31日までです。ただし、年度途中で新規に対象となった方には月割りの枚数を交付します
- ④補助券は裏面に掲載しているタクシー事業所を利用できます。 また、紛失等による再交付はできません。

○利用について

- ①利用は日田市内間の移動のみで、目的は問いません。
- ②利用者は乗車する時、運転手に対象者 1 名につき補助券を1枚渡し、降車する時に障がい者割引後の初乗り料金を除いた料金を支払います。
- ※利用時に手帳の呈示を求められることがあります。ご協力ください。

○補助券の返還

- ①死亡、または日田市外へ転出したとき
- ②施設等へ入所したとき
- ③不適切な利用をしたとき

問い合わせ先

日田市福祉支援課障害福祉係

TEL 0973-22-8290 (直通)

FAX 0973-22-8258

ひた福祉タクシー初乗り補助券の使用できる事業所

■市内のタクシー事業所

事業所名	TEL 番号	FAX 番号	備考	
イサゴタクシー(株)	0973-22-3135	0973-22-2438		
大山観光タクシー	0973-52-3173		障がい者割引後の <u>初乗り料金490円</u> (通常料金550円)の補助。 日田シティタクシー、イサゴタクシー所有 の大型福祉車両も補助券の利用が可 能です。但し、大型福祉車両は、移動時 は常に車椅子またはストレッチャーを使	
新三隈タクシー	0973-23-3902			
大明タクシー(有)	0973-28-2333	0973-28-2333		
津江タクシー	0973-54-3026			
はとタクシー(株)	0973-23-5148	0973-23-5150		
日田観光タクシー(株)	0973-23-5181	0973-23-5182	用する方に限ります。	
日田シティタクシー(株)	0973-22-3161	0973-22-4033		

※FAX については緊急の対応が不可の場合もあります。

■市内の介護タクシー事業所

事業所名	TEL 番号	FAX 番号	備考
あいあいケアセンター	0973-24-4811	0973-24-6770	障がい者割引後の <u>初乗り料金540円</u> (通常料金600円)の補助。
介護サービスセンター ほうゆう	0973-27-6322		障がい者割引後の <u>初乗り料金450円</u> (通常料金500円)の補助。
ケアサービス光岡(有)	0973-23-5703	0973-23-2883	障がい者割引後の <u>初乗り料金550円</u> (通常料金620円)の補助。
日田ケアセンター若葉 会侑	0973-22-1286	0973-22-1086	障がい者割引後の <u>初乗り料金480円</u> (通常料金540円)の補助
ケアプランよりそい 一筋の道	0973-28-6500	0973-28-6501	障がい者割引後の <u>初乗り料金530円</u> (通常料金590円)の補助

[※]介護タクシーは予約制です。

※FAX については緊急の対応が不可の場合もあります。

利用対象者・・・介護保険法による「要支援・要介護」認定を受けている方 障害者手帳をお持ちの方 公共交通機関を利用することが困難な方